

○函館市興行場法施行細則

昭和59年10月1日

規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な細則を定めるものとする。

(興行場の区分)

第2条 法第1条第1項に規定する興行場を次のように区分する。

- (1) 臨時興行場 函館市興行場法施行条例（平成25年函館市条例第36号）第5条に規定する臨時興行場をいう。
- (2) 仮設興行場 函館市興行場法施行条例第5条に規定する仮設興行場をいう。
- (3) 常設興行場 前2号に掲げる興行場以外の興行場をいう。

(営業の許可の申請)

第3条 法第2条第1項の許可を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

(営業の許可等の通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、興行場営業を許可することと決定したときは、別記第2号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

2 法第2条第2項ただし書の規定による通知は、別記第3号様式の通知書によりするものとする。

(承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式の届書によつてしなければならない。

- (1) 営業の譲渡により興行場営業を営む者の地位を承継した者 別記第3号様式の2
- (2) 相続により興行場営業を営む者の地位を承継した者 別記第4号様式
- (3) 合併または分割により興行場営業を営む者の地位を承継した者 別記第5号様式

(変更等の届出)

第6条 興行場営業を営む者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式の届書により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、第3号に該当するときの届出は、興行場営業を営む者が死亡し、または失そうの宣告を受けた場合にあつて

は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者がしなければならない。

- (1) 第3条の申請書または前条の届書に記載した事項を変更したとき 別記第6号様式
- (2) 営業の全部または一部を休止したとき 別記第7号様式
- (3) 営業の全部または一部を廃止したとき 別記第8号様式

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 戸井町，恵山町，楳法華村および南茅部町の編入の日前に興行場法施行条例（昭和59年北海道条例第56号）または興行場法施行細則（昭和59年北海道規則第102号）の規定によりなされた手続その他の行為で、同日以後において市長が管理し、および執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和61年6月23日規則第38号）

この規則は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第25号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の函館市興行場法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書および届書は、改正後の函館市興行場法施行細則の規定により提出された申請書および届書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則（平成13年3月29日規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月22日規則第97号）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

附 則（平成17年3月1日規則第6号）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。
- 2 この規則の施行前に不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号。以下「整備法」という。）第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号。以下「改正前の商業登記法」という。）第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第52条の規定による改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。この規則の施行後に整備法第53条第5項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の商業登記法第11条第1

項の規定により交付される登記簿の謄本も、同様とする。

附 則（平成17年3月28日規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第32号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第49号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月3日規則第68号）

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 改正後の別記第1号様式の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る興行場の営業の許可について適用し、同日前の申請に係る興行場の営業の許可については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月28日規則第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの（以下この項において「申請書等」という。）は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則（令和5年12月11日規則第46号）

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を譲り受けた者が行う同法第2条第1項の許可の手續に係る申請書（その添付書類を含む。）については、改正後の別記第1号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記第1号様式（第3条関係）

興行場営業許可申請書

年 月 日

函館市長 様

興行場法第2条第1項の許可を受けたいので、函館市興行場法施行細則第3条の規定により申請します。

|     |                           |                    |
|-----|---------------------------|--------------------|
| 申請者 | 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)    | 電話                 |
|     | ふりがな                      |                    |
|     | 氏名(法人にあつては、その名称および代表者の氏名) |                    |
|     | 生 年 月 日                   | 年 月 日              |
|     | ふりがな                      |                    |
|     | 興行場の名称                    |                    |
|     | 興行場の所在地                   | 電話                 |
|     | 営業の期間                     | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 |
|     | 入場者の定員                    | 人                  |
|     | 観覧席の面積                    | 平方メートル             |
|     | 工事着手予定年月日                 | 年 月 日              |
|     | 工事完成予定年月日                 | 年 月 日              |

添付書類

- 1 法人にあつては、定款もしくは寄附行為の写しまたは登記事項証明書
  - 2 興行場の設置場所の周囲100メートル以内の見取図
  - 3 建物配置図、各階平面図(観覧室、ロビー、売店、喫煙所、便所等の位置を明示したもの)および観覧室の断面図
  - 4 空気環境の調整に係る設備(機械によるものに限る。)、電気・照明設備および給排水設備の配置および系統を明らかにした図面
  - 5 観覧者用の便所および便器の数を男女別および大小便器別に記載した書類
- 注 営業の期間欄は、終期がない場合は、始期のみ記載してください。

別記第2号様式(第4条関係)

第 号

興行場営業許可通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあつた興行場営業については、次のとおり許可することと決定したので通知します。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種別
- 4 入場者の定員
- 5 営業の期間(終期がない場合は、その始期)

別記第3号様式（第4条関係）

興行場営業不許可通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあつた興行場営業については、次の理由により  
許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第3号様式の2（第5条関係）

営業の譲渡による承継届書

年 月 日

函館市長 様

住所（法人にあつては、主たる事  
務所の所在地）

届出者 氏名（法人にあつては、その名称  
および代表者の氏名）

生年月日 年 月 日

次のとおり興行場営業を営む者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所および氏名（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名）
- 2 譲渡の年月日 年 月 日
- 3 興行場の名称
- 4 興行場の所在地
- 5 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が法人である場合にあつては、届出者の定款もしくは寄附行為の写しまたは登記事項証明書

別記第4号様式（第5条関係）

相続による承継届書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
被相続人との続柄

次のとおり興行場営業を営む者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 被相続人の氏名および住所
- 2 相続開始の年月日 年 月 日
- 3 興行場の名称
- 4 興行場の所在地
- 5 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 戸籍謄本または不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により興行場営業を営む者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書



別記第5号様式（第5条関係）

合併（分割）による承継届書

年 月 日

函館市長 様

届出者  
主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者の氏名

次のとおり興行場営業を営む者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人または分割前の法人の名称, 主たる事務所の所在地および代表者の氏名
- 2 合併または分割の年月日 年 月 日
- 3 興行場の名称
- 4 興行場の所在地
- 5 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号

添付書類

合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人の定款もしくは寄附行為の写しまたは登記事項証明書

別記第6号様式(第6条関係)

申請書(届書)記載事項変更届書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所 (法人にあつては、主たる  
事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名)

次のとおり興行場営業許可申請書(営業の譲渡による承継届書, 相続による承継届書, 合併による承継届書)の記載事項を変更したので, 函館市興行場法施行細則第6条の規定により届け出ます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種別
- 4 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 変更年月日 年 月 日
- 6 変更事項
- 7 変更内容
  - (1) 変更前
  - (2) 変更後

別記第7号様式(第6条関係)

興行場営業休止届書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕

次のとおり興行場営業の全部(一部)を休止したので、函館市興行場法施行細則第6条の規定により届け出ます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種別
- 4 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 休止年月日 年 月 日
- 6 再開予定年月日 年 月 日
- 7 一部休止の場合にあつては、その休止部分
- 8 休止の理由

別記第8号様式（第6条関係）

興行場営業廃止届書

年 月 日

函館市長 様

届出者 住所〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地〕  
氏名〔法人にあつては、その名  
称および代表者の氏名〕

次のとおり興行場営業の全部(一部)を廃止したので、函館市興行場法施行細則第6条の規定により届け出ます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 興行場の種別
- 4 許可の年月日および番号 年 月 日 第 号
- 5 廃止年月日 年 月 日
- 6 一部廃止の場合にあつては、その廃止部分
- 7 廃止の理由

別記第 1 号様式 (第 3 条関係)

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

別記第 3 号様式の 2 (第 5 条関係)

別記第 4 号様式 (第 5 条関係)

別記第 5 号様式 (第 5 条関係)

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)